



Title	外国人高度人材受け入れ政策に関する批判的談話研究 —公文書と新聞記事の分析を中心に—
Author(s)	沈, 吉穎
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/87766
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名（沈吉穎）	
論文題名	外国人高度人材受け入れ政策に関する批判的談話研究 —公文書と新聞記事の分析を中心に—
論文内容の要旨	
<p>本論は、日本が受け入れている外国人の一カテゴリーである外国人高度人材（以下「高度人材」という）を取り上げ、日本社会における高度人材受け入れの位置づけを明らかにすることで、高度人材受け入れ政策や外国人受け入れ政策全体の問題の一端を解明することを目的としている。研究目的を達成するために、本論は次の四つのリサーチ・クエスチョンについて回答を行う。第一に、高度人材受入れにはどのような制度的枠組みがあるのか、第二に、行政機関は高度人材受入れをどのように議論しているのか、第三に、メディアは高度人材受入れをどのように議論しているのか、第四に、高度人材受入れの議論にどのような問題があり、高度人材受け入れ政策や外国人受け入れ政策にどのような影響を及ぼすと考えられるのか、という四つである。</p> <p>第2章では、先行研究として、高度人材受け入れに焦点を当てたこのような研究を行う理由を示した。第一に、既存の外国人受け入れに関する研究において、高度人材受け入れに関する研究を軽視する傾向があることが挙げられる。日系人や技能実習生の受け入れは、実質的に労働者である実態を隠蔽したサイドドアによる受け入れであり、差別・抑圧・搾取などの人権問題が存在することが明らかであったため、これまで学問分野でも世間でも注目されてきた。それに対して、高度人材は専門性や技能を有しており、他の外国人と比較すると社会的地位が高く、技能実習生のような人権問題などの甚大な被害も受けていないため、これまであまり注目されてこなかった（五十嵐2015）。第二に、高度人材受け入れを批判的に捉え直す研究が少ないことが挙げられる。高度人材受け入れに関して、政策学、社会学、経済学などの分野において一定の研究成果が蓄積されている。政策の内容や政策の効果に関する批判的な論考も散見されるものの、ポイント制の内容の不備、政策が掲げている人物像と実際に受け入れた高度人材とのズレ、高度人材と企業のミスマッチなど、既存のものに則った議論が多く、政策のあり方やそれを策定する政府の体制を批判的に捉え直すものはあまりない。最後に、本論が取り上げる対象である行政機関とメディアに関連して、政治的談話に関する先行研究を概観し、公文書としての政治的談話に着目する意義、また、政治的談話とメディアの密接な関係を明らかにした。</p> <p>第3章では、本論が用いる理論的枠組みである批判的談話研究及び具体的な分析対象、分析方法を説明した。言語研究への多様なアプローチには、言語と言語をめぐる社会的構造や力関係について研究するものもあるが、その複雑な相互関係を充分に扱って来なかった（フェアクロー2008）。本論では、それらのアプローチの限界を指摘し、「社会政治的談話分析（sociopolitical discourse analysis）」（van Dijk 1993b : 249）として理解される「批判的談話研究」（Critical Discourse Studies）を用いる。また、批判的談話研究に分類されるいくつかのアプローチの特徴を確認し、世界の諸相の解釈や表象の解明を目指す弁証法的関係のアプローチを援用する。分析対象は、2008年1月から2019年12月末までに、法務省、厚生労働省、経済産業省が関連して公表された公文書及び、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞という全国紙4紙の新聞記事である。分析方法については、弁証法的関係のアプローチのキーワードとなる「社会的出来事の表象」（Fairclough 2003）といった概念について解説した。</p> <p>第4章から第7章は上述した四つのリサーチ・クエスチョンに答えていった。まず、第4章では、構造的な問題を把握するため、高度人材受け入れをめぐる制度的枠組みをあらかじめ俯瞰しておく必要があると考え、日本の行政機関の特徴を洗い出し、高度人材受け入れをめぐる内閣官房、内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省の取り組みと動向について調べた。その結果、全体的な傾向として、委託事業を通して高度人材受け入れに関わることが多く、会議や検討会は単発的であり、実質的な審議がなされたとしても、継続性がなく、議論がその都度完結していることが確認できた。このように総合的な司令塔が不在のまま個々のレベルでは真摯に取り組んだ結果が、継続性と一体性の欠如などにより不合理とも言える政策となっていることが推測された。</p> <p>また、第5章では、行政機関である法務省、厚生労働省、経済産業省それぞれにおける高度人材受け入れに関する公文書を取り上げて分析を行った。その結果、高度人材の対象、受け入れの背景、受け入れの状況、受け入れのための</p>	

措置に関して、各省庁の足並みが必ずしも揃っておらず、高度人材受け入れに対する捉え方に不均質な側面があることを明らかにした。具体的には、高度人材の対象については、彼ら・彼女らに割り当てられた性質に言及したり、機能化したりすることで、抽象的だが高度人材の「優秀なイメージ」を表象していることが分かった。他方、その対象に具体的にどのような人が該当するのかは、法務省は主にポイント制により認定される外国人と捉えている。厚生労働省は専門的・技術的分野の外国人の場合と、さらにその中の「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格にあたる外国人の場合がある。経済産業省はポイント制により認定される外国人、専門的・技術的分野の外国人、さらに留学生を含める場合がある。高度人材受け入れの背景については、法務省は少子高齢化・人口減少時代を挙げている。経済産業省は、経済のグローバル化、グローバル競争、高度人材の獲得競争を挙げている。厚生労働省は、このような国内の事情とグローバルな事情の両方を挙げており、同時に、高度人材受け入れの重要性を標榜しつつ、少子化対策の実施、若者、女性、高齢者などの国内人材の活用、国民のコンセンサスと協力の必要性を強調している。受け入れの状況に関しては、法務省は統計上の認定人数に関心があり、厚生労働省は企業の環境整備に、経済産業省は企業や「我が国」を含めた受け入れの体制全体を念頭に置いている。受け入れのための措置に関しては、法務省は、ポイント制の導入と効果的な広報をするという出入国管理行政の措置を担うとしている。厚生労働省は、企業の受け入れ環境の整備を措置の中心と考えている。経済産業省は、留学生のターゲット企業の検討、管理法人の就職支援と自立化に向けた活動の指針作り、受け入れ促進を検討するための基礎資料の提供、企業の労働環境づくり、入国管理制度の改善など幅広く捉えていることが分かった。

そして、第6章では、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞という4つの新聞紙の新聞記事における高度人材受け入れの議論を分析した。その結果、高度人材受け入れの状況や受け入れのための措置に関する議論において、メディアは企業や政府の高度人材受け入れ体制自体に疑問を呈し、是正を訴える側面を読み取ることができた。だが、高度人材の対象に関する議論においては、高度人材が携わる業務分野、職業、もしくは与えられる在留資格から、ハイレベルの人材として描かれ、高度人材に対するイメージアップがなされていることが看取できた。受け入れの背景に関する議論に関しては、獲得競争の強調や他国の取り組みについて報道の単純化により、高度人材受け入れに対する危機感がほのめかされ、高度人材を「受け入れる」べきだという議論が強調されていることを明らかにした。

第7章では、前章までに明らかになった内容を踏まえながら総合的考察を行った。行政機関における高度人材受け入れの議論が曖昧で不均質であるといった側面があるが、メディアは全体的にそれに疑問を投じたり、状況の改善をもたらしたりするような議論はしていない。むしろ、高度人材の対象に対する限定的な表象の仕方を通して高度人材のプラスのイメージ作りに荷担しており、高度人材受け入れの危機感を強調している。それにより、高度人材受け入れ政策がメディアを通してより推進されているといえよう。このように、本論では談話の中に特定の高度人材受け入れの世界が表象されていることを示し、分析を通して、行政機関とメディアにより構築された偏った一面を明らかにした。先行研究では、日本に総合的な外国人受け入れ政策が存在しておらず、常に曖昧で一時しのぎの政策に甘んじていることを概観した。この問題は、先行研究で指摘されている日系人、技能実習生などの外国人の受け入れのみならず、比較的社会問題などになっていない高度人材の受け入れにも反映されていることを本論で示した。

最後の第8章では、本論においてすでに論述している研究の結果を簡単にまとめるとともに、今後の課題と展望、本論の限界について述べている。今後の課題と展望として、五つの点が挙げられている。高度人材受け入れの背景と目的に関するさらなる考察、高度人材受け入れに関する新聞紙の比較研究と記事の縦断的比較研究、労働市場や地域社会における高度人材受け入れの議論、高度人材とされている外国人の自身に対する位置づけ、高度人材受け入れの議論と他の外国人受け入れの議論との関連性の解明である。本論の限界としては、データの収集の仕方の限界及び、現状改善に直接介入できないという限界の二点が挙げられている。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (沈 吉 穎)			
	(職)		氏 名
論文審査担当者	主査	教授	山下仁
	副査	准教授	王周明
	副査	教授	植田晃次

論文審査の結果の要旨

本論は、批判的談話研究の手法を用いて、外国人高度人材（以下「高度人材」）に関する日本政府の公文書及び新聞の記事を分析することで、高度人材受け入れの問題を明らかにし、日本における外国人受け入れ政策全体の問題の一端を解明しようとした論考である。この問題を解明するため、以下の4つのリサーチ・クエスチョンに答える形で論が進められる。すなわち、1. 高度人材受け入れの制度的枠組み、2. 行政機関における高度人材受け入れに関する議論、3. メディアにおける高度人材受け入れに関する議論、そして、4. 高度人材受け入れに関する議論の問題と高度人材受け入れ政策や外国人受け入れ政策に及ぼす影響である。本論は、まず、第1部（第1章、第2章、第3章）で研究の背景、理論的枠組みに関する先行研究、及び方法論が取り上げられ、第2部（第4章、第5章、第6章）で上記のリサーチ・クエスチョン1から3までの分析結果が記され、第3部（第7章、第8章）でリサーチ・クエスチョン4、及び全体がまとめられており、きわめて論理的で明快な構成となっている。その内容は、基本的に移民や外国人労働者は受け入れないとする建前を保持しようとしつつも実質的には多くの外国人労働者を受け入れている日本政府の政策を批判的に論じた議論となっており、留学生である著者が、一人の外国人として、社会言語学を中心とした学際的な見地からその問題のありかを詳細な分析を通して明らかにした力作である。

以下でより具体的に記すならば、第2章では、高度人材受け入れに焦点を当てた理由が記されている。それは、第一に高度人材受け入れが軽視される傾向があったからである。日系人や技能実習生の受け入れは、実質的に労働者である実態を隠蔽したサイドドアによる受け入れであり、差別・抑圧・搾取などの人権問題の存在が明かであり、これまで学問の分野でも世間でも注目されてきた。ところが、高度人材は専門性や技能を有しており、他の外国人と比較すると社会的地位が高く、技能実習生になされたような人権問題などの甚大な被害は明らかになっていない。そのため、これまであまり注目されてこなかった。第二に、高度人材受け入れを批判的に捉える研究が少なかったからである。高度人材の受け入れに関しては、政策学、社会学、経済学などの分野で一定の成果が蓄積されているものの、既存の制度に即した議論が多く、政策のあり方や政府の体制を批判したものはない存在しない。それゆえ、本論では高度人材を対象にしたのである。

第3章では、本論の理論的枠組みである批判的談話研究の概略と方法論が記されている。批判的談話研究は、社会政治的談話分析として理解されるものであり、ヴォダック、ヴァン・デイク、イエーガーなどを代表とする、いくつかの異なるアプローチがある。本論では批判的談話研究のそれらのアプローチの典型的な特徴を確認したうえで、フェアクラフの弁証法的アプローチを援用することが述べられる。分析対象は、2008年1月から2019年12月末までに、法務省、厚生労働省、経済産業省などで公表された公文書であり、また朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞という全国紙4紙の新聞記事である。

第4章から第7章は上述した4つのリサーチ・クエスチョンに答える形で調査結果が記される。まず、第4章では、構造的な問題を明らかにするため、高度人材受け入れをめぐる制度的枠組みが俯瞰される。日本の行政機関の特徴及び高度人材受け入れをめぐる内閣官房、内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省の取り組みと動向が記され、その結果、全体的な傾向として委託事業が多く、会議や検討会などが単発的で、実質的な審議がなされたとしても、継続性がなく、議論がその都度完結していることなどが確認されている。つまり、個々のレベルでは真摯に取り組んでいるにもかかわらず、政府の中にこの問題を扱う司令塔がないため、継続性と一体性が欠如した政策となってしまっていることが明らかにされる。

第5章は公文書を質的に分析した本論の中心部である。ここでは高度人材受け入れに関する法務省、厚生労働省、経済産業省の公文書が取り上げられる。具体的には、高度人材の対象や受け入れの背景、受け入れの状況に関する議論が分析され、その結果、受け入れの措置に関して各省庁の足並みが揃っておらず、その捉え方が均質でないことなどが明らかにされる。まず、高度人材の対象については、抽象的であるといえ「優秀なイメージ」を表象している点で共通しているが、実際にどのような人材がこれに該当するのかという点で違いがあることが確認される。法務省は、主にポイント制に認定される外国人、厚生労働省は専門的・技術的分野の外国人の場合と「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格にあたる外国人とする場合があり、経済産業省はポイント制により認定される外国人、専門的・技術的分野の外国人、さらに留学生を含めるケースがあることが確認される。受け入れの背景については、法務省は少子高齢化・人口減少時代を挙げ、経済産業省は経済のグローバル化と高度人材の獲得競争を挙げ、厚生労働省は国内の事情とグローバルの事情の両者挙げている。受け入れ状況に関しては、法務省は統計上の認定人数に关心があり、厚生労働省は企業の環境整備、経済産業省は企業や受け入れの体制全体を念頭に置いていることも明らかにされている。受け入れのための措置に関しては、法務省は、ポイント制の導入と効果的な広報という出入国管理行政の措置を担い、厚生労働省は、企業のための受け入れ環境の整備、経済産業省は留学生のターゲット企業の検討、管理法人の就職支援、入国管理制度の改善など幅広く捉えていることなどが確認される。

第6章では、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞という4つの新聞社の新聞記事のうち、高度人材受け入れに関する記事が分析されている。その結果、企業や政府の高度人材受け入れ体制自体に疑問を呈し、是正を訴えている記事があることを確認する。それらは政府の方針を批判的にとらえたものであるが、他方では、高度人材をハイレベルの人材として描き、高度人材に対するイメージアップに関与している記事があることも確認している。さらに、受け入れの背景に関する議論において、獲得競争や他国との比較、高度人材受け入れに関する危機感などがほのめかされ、高度人材は「受け入れるべき」という議論になっていることが解明された。

第7章では、行政機関の公文書では高度人材の概念が曖昧で、それぞれの省で違いがあるにもかかわらず、メディアはそんな高度人材の受け入れ政策を推進していることを批判的に示している。日本に外国人受け入れ政策と呼べるもののが存在せず、常に曖昧で一時しのぎの政策に甘んじていることは先行研究でも記されていたが、その問題を再確認することができた。

第8章では、本論のまとめ、今後の課題と展望、本論の限界が述べられている。

本論は、日本の外国人政策の問題の一端を明らかにするため、高度人材という、これまであまり研究されてこなかったユニークな対象を扱ったものである。法務省、厚生労働省、経済産業省の公文書という、それだけでも広範な資料ばかりでなく、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞という4つの新聞社の新聞記事をも対象として、批判的談話研究の手法を用いながら、丹念にテキストの内容を分析し、一定の成果を提示することができていると言え、その点は評価に値する。今後の外国人労働者問題に新たな一石を投じたものとなっていると思われる。多少の誤字・脱字があり、弁証法的アプローチの説明やその応用にやや不十分と思われる点も見受けられるが、それらは本論の学術的な価値を損なうものではない。以上の諸点から、本論が博士（言語文化学）の学位論文として価値のあるものと認める。

なお、チェックツール“iThenticate”を使用し、剽窃、引用漏れ、二重投稿等のチェックを終えていることを申し添えます。